



平成 28 年 5 月 27 日

各 位

会社名 戸田工業株式会社
代表者名 代表取締役社長 寶來 茂
(コード番号 4100 東証第1部)
問合せ先 経営管理本部長 長瀬 光範
(TEL. 082-577-0055)

定款の一部変更及び補欠監査役候補者の選任に関するお知らせ

当社は、平成 28 年 5 月 27 日開催の取締役会において、「定款の一部変更の件」及び「補欠監査役 1 名選任の件」を平成 28 年 6 月 29 日開催予定の当社第 83 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款一部変更の件

(1) 変更の理由

①「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号)が平成 27 年 5 月 1 日に施行され、新たに業務執行取締役等でない取締役及び社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが認められたことに伴い、それらの取締役及び監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるよう、現行定款第 26 条第 2 項及び第 36 条第 2 項の一部を変更するものであります。

なお、定款第 26 条第 2 項の一部変更に関しましては、各監査役の同意を得ております。

②法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役に関する規定を新設して補欠監査役の選任決議の有効期間を定めるとともに、補欠監査役が監査役に就任した場合の任期を明確にするものであります。

(2) 変更の内容

変更内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第 4 章 取締役および取締役会 (取締役の責任免除) 第 26 条 2. 当社は、 <u>社外取締役</u> との間で、会社法第 423 条第 1 項の損害賠償責任について、法令の定めに従い、損害賠償責任を限定する契約を締結することが	第 4 章 取締役および取締役会 (取締役の責任免除) 第 26 条 2. 当社は、 <u>取締役(業務執行取締役等である者を除く。)</u> との間で、会社法第 423 条第 1 項の損害賠償責任について、法令の定めに従い、損害賠償責任

現 行 定 款	変 更 案
<p>できる。但し、当該契約に基づいて限定できる責任の限度は、同法第 425 条第 1 項に定める最低責任限度額までとする。</p> <p>第 5 章 監査役および監査役会 (選任および解任の方法)</p> <p>第 29 条 (条文省略)</p> <p>2. (条文省略)</p> <p>3. (条文省略)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(任期)</p> <p>第 30 条 (条文省略)</p> <p>2. 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は退任した監査役の残任期間とする。</p>	<p>を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づいて限定できる責任の限度は、同法第 425 条第 1 項に定める最低責任限度額までとする。</p> <p>第 5 章 監査役および監査役会 (選任および解任の方法)</p> <p>第 29 条 (現行どおり)</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>3. (現行どおり)</p> <p><u>4. 当社は、会社法第 329 条第 3 項の規定に基づき、法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備えて、株主総会において補欠監査役を選任することができる。</u></p> <p><u>5. 前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p>(任期)</p> <p>第 30 条 (現行どおり)</p> <p>2. 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は退任した監査役の残任期間とする。</p> <p><u>但し、前条第 4 項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合は、当該補欠監査役としての選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時を超えることができないものとする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(監査役の責任免除)</p> <p>第 36 条 (条文省略)</p> <p>2. 当社は、<u>社外監査役</u>との間で、会社法第 423 条第 1 項の損害賠償責任について、法令の定めに従い、損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づいて限定できる責任の限度は、同法第 425 条第 1 項に定める最低責任限度額までとする。</p>	<p>(監査役の責任免除)</p> <p>第 36 条 (現行どおり)</p> <p>2. 当社は、<u>監査役</u>との間で、会社法第 423 条第 1 項の損害賠償責任について、法令の定めに従い、損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づいて限定できる責任の限度は、同法第 425 条第 1 項に定める最低責任限度額までとする。</p>

(3) 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 28 年 6 月 29 日 (水曜日)
定款変更の効力発生日	平成 28 年 6 月 29 日 (水曜日)

2. 補欠監査役 1 名選任の件

(1) 補欠監査役選任の理由

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、会社法第 329 条第 3 項の規定に基づき、予め補欠監査役 1 名を選出するものであります。本議案は上記「定款一部変更の件」が承認可決されることを条件としております。

なお、本選任につきましては、就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任の効力を取り消すことができるものとさせていただきます。

また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

(2) 補欠監査役候補者

ふりがな 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の 株式数	当社との 特別の 利害関係
ぬのはら まさのり 布原 正則 (昭和 34 年 2 月 10 日生)	昭和 58 年 4 月 ㈱日本メディカルサプライ (現㈱ジェイ・エム・エス) 入社 平成 5 年 7 月 当社入社 同 管理本部経理部財務管理係 平成 19 年 12 月 戸田麦格昆磁性材料 (天津) 有限公司 総経理 平成 23 年 4 月 当社 経営管理本部財務経理グループ専任部長 平成 28 年 4 月 同 経営管理本部財務経理部副部長 (現任)	-	なし

(注) 1. 布原正則氏は、常勤監査役の補欠として選任するものであります。

2. 布原正則氏が常勤監査役に就任した場合には、上記「定款一部変更の件」が承認可決されることを条件とし、会社法第 427 条第 1 項の規定に基づき、会社法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、監査役がその職務を行うにつき善意で重大な過失がないときは、会社法第 425 条第 1 項に定める最低責任限度額となります。

以上